

全国一斉B型肝炎訴訟無料電話相談会

▼とき 1月23日(土)
午前10時～午後6時
▼内容 B型肝炎被害対策東北弁護団が、B型肝炎訴訟について、弁護士による無料電話相談を行います。



※通話料はかかります。

▼対象 B型肝炎患者またはその家族(患者が亡くなっている場合は、その相続人)

▼電話相談窓口 ☎ 022-721-3072 / ☎ 022-721-3073

※予約は不要です。電話相談会日時に直接お電話ください。

[B型肝炎訴訟とは?]

幼少時の集団予防接種によりB型肝炎に感染したと認められ



る患者に対し、病態に応じて50万円～3,600万円の給付金等が支払われる制度です。ただし、給付を受けるためには国を相手に訴訟を起こして、証拠に基づき救済要件に該当することを確認した上で国と和解等をする必要があります。

問B型肝炎被害対策東北弁護団事務局(小野寺友宏法律事務所内、☎ 0120-76-0152)

ワーク・ライフ・バランスWebシンポジウム

ワーク・ライフ・バランス実現のためには、実際の労働現場での職場環境の整備、企業・従業員による制度理解が大切です。

本シンポジウムでは、学識経験者による基調講演とともに、地元企業によるワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み事例を紹介します。どなたでも視聴できますので、事前申し込みの上、ぜひご覧ください。
※本シンポジウムは、新型コロナ



ナウイルス感染症対策のため、収録動画の配信によるWeb形式で実施します。

▼プログラム

①基調講演

「笑顔あふれるまち弘前を目指して—弘前モデルのワーク・ライフ・バランス」…講師=李永俊さん(弘前大学人文社会科学部教授)

②弘前市内企業の取り組み事例紹介(株式会社マル長・藤村機器株式会社)

③パネルディスカッション「我が社のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組み」…座長=李永俊さん、パネラー=取り組み事例紹介企業

▼申し込み方法 申し込みアドレス(https://www.jmar-form.jp/hirosaki_wlb2021.html)もしくはQRコードからアクセスし、申込フォームにて必要事項を記入し送信してください(申し込み受理メールにて配信期間、配信URLをお伝えします)。

問日本能率協会総合研究所(令和2年度厚生労働省委託事業実施機関、☎ 03-6435-6071)



弘前地区環境整備センター プラザ棟の催し

プロが教える

かんたん楽しい バレンタインエコクッキング教室



▼とき 2月6日(土)、午前9時30分～正午(調理・試食・片付けを含んだ時間)

▼メニュー ベジタブルカレー・スイートポテトボール・ヨーグルトアイス・タピオカリントゴのミルクセーキ

▼講師 福士るみ子さん(サロン・ド・胡桃代表)

▼定員 小学生以上=10人(小学生の場合は保護者の同伴が必要)

▼参加料 無料

▼持ち物 お米0.5合、大皿1枚(直径25cm程度)、マグカップ、おはし、フォーク、スプーン、エプロン、ふきん

▼申し込み方法 往復はがきに教室名・住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、1月23日(土・必着)までに郵送してください。
※往復はがき1枚につき2人まで応募可。応募多数の場合は抽選で決定し、1月30日(土)までに抽選結果をお知らせします。詳しくは、プラザ棟ホームページをご覧ください。



▲これまでの開催の様子

身近な材料で

科学マジックを マスターしよう!



▼とき 2月20日(土)、午前の部…午前10時～正午／午後の部…午後1時～3時

▼内容 ①面積わかるかな?

…ピースを減らしても面積が変わらない不思議なパズルを作ります。／②意志ある重り…2色の重りが付いた振り子を、念じた色だけ大きく動かします。／③不思議なリング…チエーンにリングを通して指を離しても、チエーンから落ちない不思議なリングです。
※他にも楽しい科学マジックがあります。

▼講師 福田智好さん(弘前市少年少女発明クラブ会長)

▼定員 各回10人(小学生以下の場合は保護者の同伴が必要。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、保護者の同伴は1家族1人までとします)

▼参加料 無料

▼持ち物 なし

▼申し込み方法 2月7日(日)の午前9時から電話受け付けを開始



▲これまでの開催の様子

問弘前地区環境整備センタープラザ棟(〒036-8314、町田筒井6の2、☎ 36-3388、<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kankyoseibi/plaza/>、受け付けは午前9時～午後4時、月曜日は休み(月曜日が祝日の場合は翌日が休み))

青森県特定(産業別)最低賃金が改正されました

青森県特定(産業別)最低賃金が昨年12月21日から次のとおり改正されました。

①鉄鋼業…時間額903円(改正前900円)

②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業…時間額833円(改正前829円)

③各種商品小売業…時間額825円(改正前821円)

④自動車小売業…時間額864円(改正前861円)

なお、県内で働く全ての労働者と事業者に適用される「青森県最低賃金」は、昨年の10月3日から時間額793円(改正前790円)に改正されています。

詳しくは青森労働局ホームページをご確認ください。

問青森労働局賃金室(☎ 017-734-4114、<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-rooudoukyoku/>)